

# 《 福山市からのお知らせ 》

震災，風水害等により  
被害を受けられた方に対する  
主 な 支 援 制 度  
2016年度（平成28年度）版

## 見舞金等

### 住居の損害程度により，次の支給を受けることができます

- ◆ 災害見舞金
  - 床上浸水 金 1万円
  - 住居の半壊 金 5万円
  - 住居の全壊 金 10万円
  - 死亡 金 20万円

[問い合わせ]

福祉総務課 928-1061 東部保健福祉課 940-2572  
北部保健福祉課 976-8803 松永保健福祉課 930-0410  
神辺保健福祉課 962-5005  
沼隈支所（保健福祉担当）980-7704  
新市支所（保健福祉担当）(0847)52-5515

### ◆ 日赤災害救援物資

- 毛布（1人で1枚）
- 日用品セット（4人で1組）
- 等

[問い合わせ] 福山市社会福祉協議会福祉サービス課 928-1334

## 制 度

### 損害の程度により税金等の減免が受けられる場合があります

#### ◆ 市民税の減免

震災，風水害等により一定程度以上の損害を受けたとき，市民税の減免を受けられる場合があります。

[問い合わせ]

市民税課 928-1020

#### ◆ 固定資産税等の減免

震災，風水害等により一定程度以上の損害を受けたとき，被災日以降に到来する納期限に係る固定資産税，都市計画税の減免を受けられる場合があります。

[問い合わせ]

資産税課 928-1023

#### ◆ 国民健康保険税等の減免

震災，風水害等により一定程度以上の損害を受けたとき，次の減免を受けられる場合があります。

- ・国民健康保険税の減免
- ・一部負担金の減免

[問い合わせ]

国保年金課 928-1055 東部市民課 940-2576  
松永市民課 930-0402 北部市民課 976-8802  
内海支所 986-3111 新市支所(0847)52-5514  
沼隈支所 980-7703 神辺市民課 962-5011

#### ◆ 後期高齢者医療保険料等の減免

震災，風水害等により一定程度以上の損害を受けたとき，次の減免を受けられる場合があります。

- ・後期高齢者医療保険料の減免
- ・一部負担金の減免

[問い合わせ]

後期高齢者医療課928-1411 東部市民課 940-2576  
松永市民課 930-0402 北部市民課 976-8802  
内海支所 986-3111 新市支所(0847)52-5514  
沼隈支所 980-7703 神辺市民課 962-5011

#### ◆ 障害福祉サービス等の減免

震災，風水害等により一定程度以上の損害を受けたとき，次の減免を受けられる場合があります。

- ・障害福祉サービス等利用者負担の軽減
- ・心身障害者扶養共済掛金の減額

[問い合わせ]

障がい福祉課 928-1208/928-1063  
東部保健福祉課 940-2572 松永保健福祉課 930-0410  
北部保健福祉課 976-8803  
神辺保健福祉課 962-5005  
沼隈支所（保健福祉担当）980-7704  
新市支所（保健福祉担当）(0847)52-5515

#### ◆ 介護保険料等の減免

床上浸水以上の損害を受けたとき，次の減免を受けられる場合があります。

- ・1号（65歳以上）被保険者の保険料の減免
- ・介護保険サービス利用者負担の軽減

[問い合わせ]

介護保険課 928-1166 東部保健福祉課 940-2572  
松永保健福祉課 930-0410 北部保健福祉課 976-8803  
神辺保健福祉課 962-5005  
沼隈支所（保健福祉担当）980-7704  
新市支所（保健福祉担当）(0847)52-5515

#### ◆ 水道料金・下水道使用料の減免

床上浸水以上の損害を受けたとき，水道料金・下水道使用料の減免を受けられる場合があります。

[問い合わせ] 上下水道局お客さまサービス課 928-1528

#### ◆ 保育所保育料・市立幼稚園保育料・市立高等学校授業料の減免

床上浸水以上の損害を受けたとき，保育所保育料・市立幼稚園保育料の減免を受けられる場合があります。

[問い合わせ]（保育所保育料）児童部庶務課 928-1047  
（幼稚園保育料）教育総務課 928-1109

#### ◆ 放課後児童クラブ利用料の減免

震災，風水害等により一定程度以上の損害を受けたとき，被災日以降の放課後児童クラブ利用料の減免を12ヶ月以内で受けられる場合があります。

[問い合わせ] 子育て支援課 928-1114

### 資金の融資を受けることができます

#### ◆ 災害援護資金貸付金

震災，風水害等により，一定程度以上（家財の1/3以上の損害，住居の半壊以上）の損害を受けたとき，生活建て直しのための資金の貸付けをします。（損害の程度により，貸付限度額が異なります。）

[申請期限] 被災の日の属する月の翌月1日から起算して，3月を経過する日まで

[問い合わせ]

福祉総務課 928-1061 東部保健福祉課 940-2572  
松永保健福祉課 930-0410 北部保健福祉課 976-8803  
神辺保健福祉課 962-5005  
沼隈支所（保健福祉担当）980-7704  
新市支所（保健福祉担当）(0847)52-5515

#### ◆ 生活福祉資金貸付（福祉資金）

[対 象] 低所得世帯，障がい者世帯，高齢者世帯において，災害を受けたことにより，臨時に必要となる経費

[問い合わせ] 福山市社会福祉協議会安心生活見まもりセンター  
928-1353

#### ◆ 母子・寡婦福祉資金貸付（住宅資金）

[対 象] 母子・寡婦家庭の方で住宅の建設・購入・補修をする場合

[問い合わせ] 子育て支援課 928-1053

#### ◆ 災害復興住宅融資

住宅に被害を受けた方に対して，災害復興住宅の建設資金，購入資金又は補修資金の融資の相談を行います。

また，公庫融資を受けて現在返済中の方について，返済方法に関する相談も行います。

[問い合わせ] 独立行政法人  
住宅金融支援機構 0120-086-353  
お客様コールセンター

### 子どものために次の支給を受けることができます

#### ◆ 保育所児童に対する保育用品の支給

[対 象] 保育所児童の通所カバン，保育服等の保育用品で被害を受けたもの

[問い合わせ] 保 育 課 928-1049

#### ◆ 児童・生徒に対する教科書の支給

[対 象] 浸水等により，なくなったり，使えなくなった小・中・の児童・生徒の教科書

[問い合わせ] 学 事 課 928-1169

#### ◆ 市立大学授業料の減免

災害等により著しい損害を受けたとき，授業料の減免を受けられる場合があります。

[問い合わせ]  
福山市立大学総務課 999-1112

裏面に続く

## 証 明

### 被害状況の証明を受けることができます

#### ◆ 被災証明

[問い合わせ]

福祉総務課 928-1061 東部保健福祉課 940-2572  
松永保健福祉課 930-0410 北部保健福祉課 976-8803  
神辺保健福祉課 962-5005  
沼隈支所 (保健福祉担当) 980-7704  
新市支所 (保健福祉担当) (0847)52-5515

## 衛生管理

### 衛生管理のための除菌液の配付を受けることができます

#### ◆ 除菌液の配付

[問い合わせ]

健康推進課 928-3421 東部保健福祉課 940-2567  
松永保健福祉課 930-0410 北部保健福祉課 976-8803  
神辺保健福祉課 962-5005  
沼隈支所 (保健福祉担当) 980-7704  
新市支所 (保健福祉担当) (0847)52-5515

### ごみ・し尿の処理について

#### ◆ ごみの処理について

[問い合わせ]

【収集について】

東部環境センター 940-2573  
// (東部業務担当) 963-1717  
南部環境センター 954-2125  
西部環境センター 930-0411  
北部環境センター 976-8809  
// (新市業務担当) (0847)52-5544  
廃棄物対策課 928-1073

【搬入について】

燃やせるごみ ~ごみ固形燃料工場 957-4866  
不燃・粗大ごみ~福山クリーンセンター 954-4170

#### ◆ し尿の処理について

[問い合わせ]

廃棄物対策課 928-1074